するものを除く。）、建物附属設備（医療保健業を行う事業者が取得又は建設をするものを除くものとし、発電の用に供する設備にあっては主として電気の販売を行うために取得又は建設をするものとして経済産業大臣が定めるものを除く。）並びにソフトウエアのうち、事業者が策定した投資計画（次に掲げるいずれかの要件を満たすことが見込まれるものであることにつき経済産業大臣の確認を受けたものに限る。）に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備（当該事業者が行う認定経営力向上計画（法第十七条第四項第二号に掲げる事項の記載があるものに限る。）に記載された設備であって、当該認定経営力向上計画に従って事業承継等を行った後に取得又は製作若しくは建設をするものに限る。）

イ　当該事業者が行う認定経営力向上計画（法第十七条第四項第二号に掲げる事項の記載があるものに限る。）の実施期間の終了の日を含む事業年度（ロにおいて「計画終了年度」という。）において減価償却費及び研究開発費を控除する前の営業利益の額を総資産の額で除した値を百分率で表した値が、当該認定経営力向上計画の開始の直前の事業年度（ロにおいて「基準事業年度」という。）における当該値より、次の表の上欄に掲げる当該認定経営力向上計画の計画期間（ロにおいて「計画期間」という。）に応じ、同表の下欄に掲げる水準以上上回ること。

計画期間	水準
三年間	○・三
四年間	○・四
五年間	○・五

ロ　計画終了年度の売上高を有形固定資産の帳簿価額で除した値を百分率で表した値が、基準事業年度における当該値より、次の表の上欄に掲げる計画期間に応じ、同表の下欄に掲げる水準以上上回ること。

計画期間	水準
三年間	二パーセント
四年間	二・五パーセント
五年間	三パーセント

第十七条～第十九条　［略］

（事業再編投資計画の変更に係る認定の申請）

第二十条　［略］

２　前項の申請書には、次の書類を添付しなければならない。

一　［略］

二　第十八条第二項に掲げる書類

３・４　［略］

第二十一条　［略］

（経営力向上関連保証の資金の要件）

第二十二条　法第二十二条第一項に規定する認定経営力向上事業に必要な資金のうち経営力向上に特に資するものとして経済産業省令で定めるものは、認定経営力向上事業のうち新事業活動、事業承継等又は事業承継等事前調査に必要な資金とする。

第二十三条～第二十六条　［略］

（軽微な変更）

第二十七条　法第五十五条第三項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更は、同条第一項に規定する事業継続力強化計画作成指針に定める事項の実質的な変更を伴わないものとする。

第二十八条～第三十三条　［略］

（認定連携事業継続力強化の実施に必要な資金の要件）

第三十四条　法第六十一条第六項の経済産業省令で定めるものは、認定連携事業継続力強化計画の実施期間内において、災害救助

第十八条～第二十条　［略］

（事業再編投資計画の変更に係る認定の申請）

第二十一条　［略］

２　前項の申請書には、次の書類を添付しなければならない。

一　［略］

二　第十九条第二項に掲げる書類

３・４　［略］

第二十二条　［略］

（経営力向上関連保証の資金の要件）

第二十三条　法第二十二条第四項に規定する認定経営力向上事業に必要な資金のうち経営力向上に特に資するものとして経済産業省令で定めるものは、認定経営力向上事業のうち新事業活動又は事業承継等に必要な資金とする。

第二十四条～第二十七条　［略］

［新設］

第二十八条～第三十三条　［略］

［新設］